

電子契約に関するQ&A

番号	質問	回答
1	電子契約サービスを利用するに当たり、事業者が支払う利用料などはありますか。	システム利用料等の費用負担はありません。 ※契約締結にかかるインターネット回線やデータ通信費については、事業者負担となります。
2	電子契約サービスを利用するに当たり、クラウドサインのアカウント登録は必要ですか。	不要です。
3	契約締結に利用するメールアドレスは、いくつ必要ですか。	契約締結権限者として、最低1つのメールアドレスが必要です。契約締結権限者の同意前に契約事務担当者が確認処理を行うことを希望する場合は、契約事務担当者用のメールアドレスを加えてください。
4	契約締結権限者と契約事務担当者でメールアドレスが1つしかない場合は、どうすればよいですか。	メールアドレスは、契約締結権限者のものを1つだけ指定し、電子契約利用申出書の契約締結権限者の欄のみ記入してください。
5	契約締結権限者と契約事務担当者で、同一のメールアドレスを使用することができますか。	メールアドレスを重複して利用することはできません。別々のメールアドレスを設定するか、契約締結権限者による同意のみとするなどの対応をお願いします。
6	電子契約に使用するメールアドレスは、フリーメールアドレスを使用することはできますか。	Gmailやヤフーメールなどのフリーメールアドレスを使用することはできません。プロバイダメールを取得するようにしてください。取得できない場合、電子契約を利用することはできません。
7	「電子契約利用申出書」は、契約の都度、提出する必要がありますか。	電子契約利用申出書は、案件ごとに提出いただきます。 なお、契約の案件ごとに別のメールアドレスを設定することも差し支えありません。
8	メールアドレスは社内の共有アドレスでもよいですか。	共有のメールアドレスでも差し支えありませんが、権限のない方が契約締結権限者として署名を行うことのないようご注意ください。
9	変更契約でも電子契約は可能ですか。	当初契約が電子契約の場合は、変更契約においても、原則として電子契約によることができます。
10	契約書以外の書類（設計書、仕様書、図面等）について、電子契約での取扱いはどうなりますか。	書面による契約書において、契約書と一体として製本をすることとなる書類については、契約書と併せて電子契約サービスにアップロードします。
11	契約書の内容の誤りがあった場合はどうすればよいですか。	西予市の契約担当課までご連絡ください。
12	電子署名済みの契約書PDFデータを印刷した書面は、契約書原本として取り扱うことができますか。	電子契約による契約書の原本は、電子署名済みの契約書PDFデータです。印刷した書面は契約書の写しとなります。
13	契約書と設計書等ファイルが分かれている場合、保管の必要があるのは契約書のファイルだけですか。	契約書と一体となっている書類については、紙と同様に一緒に保管していただく必要があります。 なお、電子契約においては、契約書のデータが複数のファイルに分かれている場合でも一体の契約書として取扱い、まとめて電子署名を付与します。